

以下の3問のうち、いずれか2つを選んで回答せよ。回答順は問わない。

問1 (50点)

1876年に締結された日朝修好條規は、その第1条において「朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ權ヲ保有セリ」と定める。

この「自主」がどういう意味なのかについて、日本としてはそれを **independence** と、朝鮮としては「清朝の属国であり、内政外交は自主である」と、それぞれ理解していた。日本と朝鮮との理解の差異を説明し、その差異がなぜ生じたのか論ぜよ。

問2 (50点)

パルマス島事件仲裁判断(1928年)は、「領域主権の継続的かつ平和的(他国との関係において平和的)な行使は、権原と同様の効果を有する (“the continuous and peaceful display of territorial sovereignty (peaceful in relation to other States) is as good as a title”)」と述べる。「権原と同様の効果を有する」とはどういうことかを説明した上で、「領域主権の継続的かつ平和的……な行使は、権原と同様の効果を有する」理由を示せ。

問3 (50点)

「日本国憲法は、国際法と国内法との関係について一元論的立場を取っている。」と言われることがある。この言明への賛否を明らかにし、その理由を示せ。なお、賛否のいずれの立場を取るかは、評価の対象にはならない。

以上